

山梨県戦略的広報推進業務委託仕様書

1 委託業務名

山梨県戦略的広報推進業務委託

2 業務期間

契約日から令和4年3月31日までとする。

3 事業の目的

県民が豊かさを実感でき、県内外の方から選ばれる山梨県になるためには、県の施策や事業等について、県民の理解・共感を得て、県政への参加意識醸成を促進するとともに、山梨県の魅力や良さが県内外に確実に伝わるよう、県政情報の発信力を一層高め、機動的な広報を推進する。

4 業務内容

(1) 首都圏メディア等に向けたリリースの配信

受託者は、県が作成したリリースを、県の依頼に基づき、首都圏等の多くのメディアに取り上げられるよう最適な配信先を選定し、配信する。

<リリース配信における条件等>

- ・リリース配信先は、テレビ番組、新聞、雑誌、WEBメディア等の多様な媒体で100件以上を有すること。
- ・年間配信予定数は、100件以内とする。
- ・成果に応じた委託料として、配信したリリースの首都圏メディア等の年間掲載数が、年間配信数の50%以上（小数点以下四捨五入）であった場合は、首都圏メディア等に向けたリリースの配信にあたる委託料の20%に相当する額を上限として予算の範囲内で支払うものとする。なお、同じリリースで複数メディアに掲載された場合は、その複数メディアの数を掲載数としてカウントする。
- ・配信するリリースについては、県と受託者が協議のうえ決定する。
- ・配信にあたって受託者は配信資料に対して必要な助言等を行うものとする。

(2) 戦略的広報実施に向けた人材育成（職員研修の実施）

受託者は県職員を対象に、広報に対する意識の変革とその定着、スキルの向上等を目的とした研修を実施する。

<職員研修における条件等>

- ・研修回数は4回とする。
- ・研修内容は、SNSに関する広報、危機管理広報等をテーマとし、県と受託者が協議のうえ決定する。

(3) 危機管理広報へのアドバイス

県が危機（県の行政やイメージに重大な損失等をもたらすと予想される事態）に直面した際、適切に広報業務を実施するために助言等のサポートを行う。

<サポート業務における条件>

- ・あらゆる事態を想定し、県からの求めに応じた迅速かつ確実なサポート体制による支援

(4) 本県との調整・対応

受託者は上記(1)～(3)に掲げる業務の遂行にあたり、県の求めに応じ、県が指定する場所に赴くものとする。また随時メールや電話等でやりとりし、調整・対応を行うものとする。

5 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、令和4年4月10日までに実績報告書を提出する。

6 その他

- (1) 本業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (2) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。
- (3) 本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、県と協議してこれを定めるものとする。